

# 2015 年度大津夜まわりの会事業報告書

2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会

## 1. 事業の成果と課題

当法人は、定款第 3 条において「第一に住居や雇用の不安定等により貧困を余儀なくされる人に対して、支援活動を行うとともに貧困問題の解決に取り組むこと、第二に、地域、家族、疾病、障害等により複合的な課題を抱える人に対して、問題解決を図り、福祉が向上することに寄与すること」を活動の目的に掲げ、幅広い相談支援活動を展開している。

とりわけ近年は、所得の格差拡大、改善しない雇用環境など、厳しい社会経済情勢のもと、職業や住居を失う人、家族や親戚、友人知人との関係が希薄化あるいは途絶し、社会的な「絆」を失う人が増加しており、当法人は、このような人たちの生きづらさ、心身の痛みを受け止め、寄り添い、「絆」(=関係性)を取り戻すことを最大限に重視するスタンスで支援をおこなってきた。

また 2014 年度には、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法」の施行に向け、従来の「『絆』再生事業」にもとづく「緊急一時宿泊所事業」を同法の任意事業の一つである「一時生活支援事業」へと移行させる方針が示されたことをふまえ、「一時生活支援事業」を実施するとともに、同事業の利用者に対する相談支援のための人件費を「自立相談支援事業」の限られた予算枠の中で十分に確保するように求める要望書を大津市に対しておこなうなど、制度を後退させないための運動を展開した。大津市はこの私たちの要望に不十分ながら応え、「生活困窮者一時生活支援事業」と「生活困窮者自立相談支援事業」とを一体的に運営する委託先をプロポーザル方式で募集し、私たちが応募した結果、両事業が一体的に当法人に委託された。その結果、金額的には 2014 年度とほぼ同額の人件費を確保することができ、この大津市からの受託事業の委託費収入が、2015 年度の当法人の予算の中で最大の規模を占めることとなった。

具体的な受託事業の運営にあたっては、基本的には 2014 年度までの「『絆』再生事業」の実績をふまえ、宿泊場所を提供するとともに、必要な方には生活保護制度をはじめ各種の福祉制度の説明や申請手続きの支援をおこない、新たな住居確保のための支援、就労に向けた様々な支援、適切な医療を確保するための支援、家族関係の調整など、多岐にわたる包括的で伴走型の支援を心がけてきた。また、大津市役所（生活福祉課など）、大津市社会福祉協議会、大津保護観察所、大津公共職業安定所などの行政・公共機関や他の社会福祉・更生福祉の機関・施設・団体、さらに弁護士、司法書士、医師ら他分野の専門職との連携・協力に努めた。

このように私たちは、「生活困窮者支援法」にもとづく大津市からの受託事業の運営にあたって、「『絆』再生事業」の実績と経験をふまえ、基本的にその考え方を継承することを大切にしてきたが、「生活困窮者自立支援法」の制度上のしくみにより、前年度の「『絆』再生事業」との間では 2 つの変更点がある。

変更点の第一は、一時宿泊中の衣食住については「生活困窮者自立支援法」の予算でまかなうこととされているため、旧制度の下では受給が可能であった生活保護法による「生活扶助」が受給できなくなったことである。一時宿泊中から利用できる生活保護の給付は「医療扶助」に限られ、また、住居確保のための敷金等を捻出する手段が他にない場合には「住宅扶助」を申請して住居を確保することも可能であるが、具体的な運用では「保護の要否判定」の考え方を国が示していないため、生活保護制度の円滑な利用を阻害している面があることを指摘せざるを得ない。

変更点の第二は、「『絆』再生事業」の一時宿泊所は滋賀県全域からの受け入れが可能であったが、大津市からの委託事業になったため、他市からの受け入れが不可能になったことである。

以上の2つの変更点は、本来、改善がはかられるべきであり、今後、大津市や国に対して要望活動をおこなっていく必要がある。

前述のように、大津市からの受託事業が当法人の事業の中で確かに大きな比重を占めているが、当法人はその他にも、定款に定める前述の目的に沿って多彩な独自事業をおこなっている。主なものを列挙すると、「総合自立相談事業」、「ひまわりサロン事業」、「ホームレス支援事業及び緊急一時宿泊（シェルター）事業」、「越冬支援事業」、「子どもの学習支援事業」、「フードバンク関連事業」などがある。

これらの独自事業を含めて、当法人がとりくんできた諸事業は、利用者の尊厳と基本的人権を守り、あるいは人間性の維持・回復をはかるという重要な意味を持つものだといえる。

そして同時に、このような当法人の活動に対しては、多くの市民から関心が寄せられ、理解と協力の輪が着実に広がってきた。2016年3月15日、当法人は滋賀県知事によって「認定特定非営利活動法人」に認定されたが、その背景には、これまでの当法人の活動に対する地域住民の期待と信頼の高まりがあるということができよう。

当法人の理事、会員、職員には、このような地域住民の期待と信頼にこたえるべく、さらなる活動の充実と発展をめざし、それぞれの立場から工夫と努力を重ねることが求められているのではないかと思われる。

以上、当法人の2015年度における活動の成果と到達点について概観してきたが、さらに以下では、主な事業に関して事業別に、それぞれの成果と今後の課題を要約する。

**【大津市自立相談支援事業及び大津市一時生活支援事業】**（定款第5条に定める事業のうち、①総合自立相談事業、③ホームレス支援事業、④緊急一時宿泊（シェルター）事業、⑦生活困窮者自立支援事業に相当）

### ▼活動内容と成果

当法人は、この2つの事業を大津市から受託し、両事業を一体的にとらえて事業運営をおこなってきた。

一時生活支援事業は、住居を喪失した人あるいは住居喪失のおそれのある人に対し、宿泊場所をはじめ当面の衣食住を提供する事業であるが、単純に衣食住を提供するだけでは、利用者が困窮状態から脱却することは困難であり、包括的な伴走型の支援があってこそ、自立に向かって一歩を踏み出すことが可能になる。

しかし同時に、当法人としては、自立相談支援事業の対象を住居喪失やそのおそれのある人に限定することなく、あらゆる相談を受け止め、「断らない支援」、「見捨てない支援」をおこなってきた。

次頁の「表1」は、大津市からの受託事業の全体を通して、この1年間の相談受付（=入り口）と制度や社会資源の活用（=出口）の状況を、相互の関連がわかるようにまとめたものである。

相談受付総件数84件に占める「相談経路」の内訳で「相談歴あり」が20件でトップにあがっているが、これは過去に当法人が相談対応をおこなった経過がある人からの相談件数である。この中には、旧制度（=「『絆』再生事業」）のシェルター利用者、後述する「ひまわりサロン」の利用者、シェルターやサロンを運営する以前からの様々な相談経過がある人が含まれる。

相談受付総件数84件のうち、住居喪失またはその恐れのある人からの相談件数は53件であり、うち一時生活支援事業の利用に至った件数が24件、残りの29件は同事業の利用につながらなかった。この29件の中には、シェルターが満室のため、次善の策として他の解決方法、例えば「民間賃貸住宅への特例的な入居」を提案し、支援をおこなったケースがある反面、問題が未解決のまま連絡が途絶したケースが7件あった。

また、さしあたり住居喪失の危機に直面していない「(B)以外の相談」は31件であったが、その内容を見ると、生活保護に関する相談や支援要請がかなりの比率を占めている。

また、一時生活支援事業を利用した24件のうち、生活保護制度を利用して居宅生活に移行（19件）、精

精神科に任意入院（1件）、救護施設へ（1件）の計21件が生活保護の適用を受けており、生活保護を利用せずにシェルターを退所したのは、「住込み就労」の2件だけであった。

## 《表1》

相談受付総件数=84件…(A) 《相談経路》	
相談歴あり20、生活福祉課16、インターネット等14、社協7、フードバンク5、巡回・訪問3、家族3、知人3、更生保護法人3、弁護士3、ボランティア2、病院1、議員1、警察1、寄り添いHL1、他の市役所1	
住居喪失またはその恐れのあるもの=53件…(B)	(B)以外の相談=31件…(C)
うち一時生活支援事業を利用=24件…(D) 生活保護で居宅に移行…19件（うち2件はプランなし） 利用継続中…1件 住込み就労…2件（うち1件はプランなし） 精神科病院に任意入院…1件 短期利用後、救護施設へ…1件	《主な相談・支援の内容》 生活保護の申請支援 生活保護廃止後の再申請支援 生活保護受給中の制度運用への苦情 生活保護受給中の生計維持困難（金銭管理） 生活保護受給中の生計維持困難（子どもの学費支出） 生活保護受給中の生計維持困難（罰金刑） 孤立・希望念慮・不定愁訴への寄り添い対応 年金手続きの支援 ひきこもりへの働きかけ 就労相談への対応・就労支援 療育手帳取得の相談一やまびこへ 他県からの相談一他県のフードバンクへ 行方不明の親族さがしの相談
うち一時生活支援事業を利用せず=29件…(E) 連絡が途絶…7件 電話相談だけで継続相談に至らず…1件 シェルター利用を本人が辞退または忌避…3件 制度外で1泊だけシェルターを提供…3件 住居喪失前に生活保護で居宅確保…2件 住居不安定な状態が継続…2件 民間賃貸住宅への特例的な入居…2件 自力で転居先を確保…2件 旧制度のシェルターを利用後、生活保護で居宅へ…1件 救護施設に入所…1件 医療保護入院（精神科）…1件 実刑判決で収監…1件 その他・詳細不明…3件	

一時生活支援事業を利用した24件中の1件は夫婦で1室を利用しておらず、利用者数は25名であったが、その男女別の内訳は、男性が23名、女性は夫婦の1人を含めて2名であった。また、利用期間（宿泊数）は最長が181泊、最短が1泊、提供した宿泊総数は1200泊、1件あたり平均宿泊数は50泊であった。

2015年度の一時生活支援事業において利用者に提供したシェルターは、全て前年度の「『糸』再生事業」で借り上げていた大津市内の民間賃貸住宅4室を引き続き借上げたものであり、4室が全日満室の場合の年間宿泊可能総数は1460泊、これで1200泊の実績を除して算出するとシェルターの稼働率は82.19%となる。

「『糸』再生事業」における2014年度の年間の利用者数は38人（男性35名、女性3名）、1件当たりの平均宿泊数は約30日であり、利用者数が減少し、利用期間が長期化する傾向がうかがえる。

一時生活支援事業の利用者について、直前の居場所の内訳は、野宿9、ネットカフェ2、車上生活1、立ち退き目前の賃貸住宅3、立ち退き目前の自家1、刑務所・拘置所2、住込み先の寮1、同居・居候2、その他・不明3となっている。野宿の期間は数日から10日程度が多く、1か月以上は2件だけであった。また、野宿に至った要因は、住込み就労先からの離職または家賃滞納による立ち退きが大半であった。

シェルター利用中の支援の内容としては、必要に応じて応急的な衣類や生活用品を渡すことや、米と平和堂の商品券で食材・食料の買い物に充ててもらい、補助的にフードバンクから提供される食料を配布することに始まり、医療を必要とする場合の通院先の確保と医療扶助の申請支援、賃貸物件の確保にむけた支援と住宅扶助（敷金等）の申請支援、ハローワークへの同伴や履歴書の添削などの就労支援、高齢者や障害者のための保健福祉サービスの利用に向けた支援、家族関係の調整など、多岐にわたる支援をおこなってきた。

## ▼課題

前述のように、前年度の「『糸』再生事業」から生活困窮者自立支援法への制度移行にともなって、生活

保護制度への円滑な橋渡しが阻害されている面があり、シェルターの利用期間が長期化する傾向にあるが、その結果、「満室」のためただちにシェルターが利用できず、待機期間中に連絡が途絶した事例、特例的に敷金後払い即日入居が可能な民間賃貸住宅への入居手続きを支援したものの、必ずしも住環境が良好とはいえない物件への入居を余儀なくされた事例など、不本意な事態が生じたことは否めない。

また、緊急一時的な「住まい」の提供は利用者の安定した生活基盤の構築への足掛かりであり、自立や再自立への第一歩にすぎない。本来、中長期的な視点も含めた支援計画を作成し、将来を見越した多様な支援をおこなうことがのぞましく、住居を確保してシェルターから居宅生活に移行した後も適切なアフターフォローがなされるべきことは、当然ではないかと思われる。

しかし現在の制度設計では、生活保護を利用して居宅生活に移行した場合、自立相談支援事業の対象ではなくなり、生活保護の担当ケースワーカーに支援を引き継ぐことになっているが、本来的には少なくとも一定期間、ケースワーカーとも連携しながら、自立相談支援機関の相談支援員がアフターフォローをおこなうことを制度的に裏付けるべきではないかと思われる。

もう一つ、全国的な任意事業の実施状況を見ると、一時生活支援事業を実施する自治体は必ずしも広がっているとはいはず、住居を失った生活困窮者をもっぱら無料低額宿泊所に誘導する自治体や、第一義的に救護施設への入所を提案する自治体が少なくないが、それは決してのぞましいあり方だとは思われず、抜本的な制度改善が必要ではないかと思われる。

### 【総合自立相談事業】(定款第5条に定める事業のうち、①総合自立相談事業に相当)

2015年度の事業計画の中では、大津市生活困窮者自立相談支援事業に含まれない独自事業としての相談支援活動を想定し、この項目を設定したところである。

ここで問題になるのは、前述の生活保護受給後のアフターフォローや、生活保護受給中の人からの相談をどのように取り扱うのか、ということである。

すでに述べたように、生活困窮者自立支援法の考え方は、同法にもとづく支援の対象から生活保護受給中の人を除外している。そのため、支援ツールを使用してプランを作成することは実務上も不可能な設定になっているが、同じツールの相談受付票及び支援経過記録への入力は実務上も可能である。

この間、当法人では、シェルターから居宅生活に移行した後のアフターフォローや、生活保護受給中の人からの様々な相談も積極的に受け止め、法人の独自活動として必要な支援をおこない、その相談支援経過を自立相談支援事業の支援ツール（相談受付票及び支援経過記録票）を活用して記録化してきたが、当面の実務の上では同じ取扱いを継続しつつ、抜本的には、生活困窮者自立支援法と生活保護法の相互の関連性にかかる取扱いを改善すべきことを要望あるいは政策提言していきたい。

### 【ひまわりサロン(居場所)事業及び社会生活基盤づくり講座】(定款第5条に定める事業のうち、②ひまわりサロン(居場所)事業、⑦生活困窮者自立支援事業、⑧生活保護利用者に対する自立支援事業に相当)

#### ▼活動内容と成果

当該事業は社会的な絆や居場所を喪失した人々が気軽に安心して過ごせる「社会的居場所」を創出するとともに、就労や日常生活の自立などに向けた相談支援を行う場として、滋賀県の「しが地域支え合いづくり促進事業」により、2011年に「ひまわりサロン」を開設した。

2015年度の利用者（延べ人数）は、前年度の約950人を大きく上回り、1070人に達した。また、ひまわりサロン事業における利用者相互のつながりをベースにして、内藤基金の助成金を活用し、①5～7月、②9～11月、③1～3月の3期に分けて、当法人のスタッフ及び外部講師を招いて多様なプログラムを工夫し、社会生活基盤づくり講座を実施した。

「おおつボランティア市民活動フェスタ 2015」や「越冬支援事業」（後述）のイベントの準備や、当日の模擬店の売り子などに参加することも、この講座のプログラムとして位置づけ、社会参加を体験すると同時に当法人の広報啓発の一翼を担っていただいた。また、「わかば基金」から 3 台のリサイクル PC の寄贈を受けて以降、同講座のプログラムに「パソコン教室」を組み込んだことも付記しておきたい。

この社会生活基盤づくり講座のとりくみを通じて、利用者相互の交流がさらに深まり、コミュニケーション能力や日常生活・社会生活のスキルの向上がはかられ、一人ひとりの自尊感情を高めることにもつながった。そして、計画的に「社会生活基盤づくりのための講座」を開催できたことは、生活困窮者自立支援法にもとづく大津市からの受託事業の効果を高める上でも有効であった。

### ▼課題

ひまわりサロンをベースに、計画的なプログラムを作成して「社会生活基盤づくり講座」を実施した経験は、当法人のスタッフにとっても貴重な意味を持つものであり、将来的な見通しとしては、生活困窮者自立支援法にもとづく就労準備支援事業や、障害者総合支援法にもとづく自立訓練事業など、新たな事業展開にもつながる可能性をはらんでいる。

当面、これまでのプログラムをさらに充実させ、講師が所属する関係機関との相互交流を深める中で、新たな事業展開の可能性を模索していくことが課題ではないかと思われる。

### 【越冬支援事業】（定款第 5 条に定める事業のうち⑤越冬支援事業に相当）

2015 年 12 月 23 日（祝）、「NHK 歳末助け合い」の助成を得て恒例の「歳末・越冬支援のつどい」を実施した。様々な事情で生活困窮に陥っている人たちに「せめて温かい年の瀬を」という趣旨で始めたこの事業も 15 回目を迎える。会場には、12 月 18 日に実施した夜まわりでスタッフからチラシを受け取り、それを見て来られた野宿中の方もあり、続きの相談の結果、翌 24 日からシェルターを利用されるという成果もあった。周辺地域の住民の方々を含めて 200 名を超える参加者があり、広報・啓発活動としても大きな意味があった。

### 【子どもの学習支援事業】（定款第 5 条に定める事業のうち⑥子どもの学習支援事業に相当）

所得格差が拡大する中、生活困窮家庭における貧困の連鎖が深刻化している状況を踏まえ、地域の子どもたちの学習権を保障する一環として、子どもの学習を支援する「夏休みこどもひまわりの家」を夏休み中の計 8 日間、滋賀県「子ども未来基金」の助成を得て開設した。

7 月 31 日（金）から 8 月 28 日（金）までの火曜日と金曜日のうち 8 月 14 日（金）を除く計 8 回、地元の自治会館などを会場に 10 時から 16 時まで開設し、2 年生から 6 年生まで延べ 155 人の小学生が参加した。

午前中は学習、昼食後の午後からは、見学、工作、造形あそび、木工、よし笛づくりのほか、戦後 70 年にちなんだ平和学習などのカリキュラムを準備し、とりくんでもらったが、参加した子どもたちは、どの活動にも目を輝かせながら、熱心にとりくんでいた。

なお、チューター役については、全教滋賀教職員組合や膳所学区民生児童委員協議会の協力のもとに、現役や元職の教師の方々に引き受けさせていただき、述べ 61 人の高校生、専門学校生、大学生にボランティアとして協力してもらった。

## 2. 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(単位・千円)
①総合自立相談事業 ③ホームレス支援事業 ④緊急一時宿泊（シェルター）事業 ⑦生活困窮者自立支援事業に相当	1. 大津市生活困窮者自立相談支援及び生活困窮者一時生活支援事業 〔自立相談支援事業〕 生活困窮者の相談に幅広く対応し、包括的な伴走型支援を実施。シェルター利用者には、住居探し、生活保護等の福祉制度利用の支援、就労支援等を実施。 〔一時生活支援事業〕 (1) 安定的な住居が確保できるまでの間、当法人が借り上げたアパートを一時的な宿泊場所（シェルター）として提供するとともに、食品・生活用品等の支援物資を提供。 (2) 京都駅前の旅館の1室を年末年始の緊急利用に備えて臨時シェルターとして借上げた。	4月1日～3月31日	相談は「ひまわりサロン」（後述）の他、地域の自治会館等も使用。		本人や紹介者からの電話相談や来所相談に全て対応。相談受付総件数は84件。  一時生活支援事業の要件を満たす人が対象。年間利用実績は24件(25人)。	7,166  4,922
①総合自立相談事業、⑧生活保護利用者に対する自立支援事業に相当	2. 総合自立相談事業 生活保護を受給してシェルターから居宅に移行した人のアフターフォローや生活保護を受給中の人の相談支援は、自立相談支援事業として位置づけられないため、独自事業として実施した。	4月1日～3月31日	京都ホワイトホテル（京都市下京区）		居宅移行後のアフターフォローをおこなった人約10人。受給中の人の相談は約15件。	0

②ひまわりサロン（居場所）事業 ⑧生活保護利用者に対する自立支援事業に相当	3. ひまわりサロン（居場所）事業及び社会生活基盤づくり講座 〔ひまわりサロン〕 居場所・憩いの場・利用者相互の交流スペースを提供。スタッフとの相談では相談室を兼ねる。 週3回（月水金）昼食会を実施。（希望者のみ／実費負担あり） 〔社会生活基盤づくり講座〕 調理実習、健康教室、ウォーキング、人権学習、社会見学、映画鑑賞、ボランティア教室、バードウォッキング、パソコン教室、軽作業などの様々なカリキュラムを設定し、必要に応じて外部講師にも依頼。	4月1日～3月31日	大津市膳所1丁目10-4の木造住宅内にサロンを開設。  講座はサロンを中心にして、見学先施設や屋外に出かける企画を併用。	シェルターを利用中の人、利用歴のある人、相談歴のある人等でサロンの利用や講座への参加を希望する人が対象。サロン利用者は延べ約1070人。 講座には延べ約747人が参加。	1,330
⑤越冬支援事業に相当	5. 越冬支援事業 「NHK歳末たすけあい」の助成を得て毎年の恒例行事を行った。つきたてのもちや豚汁、炊き込みご飯などをふるまい、市民らから寄せられた支援物資を提供し、生活相談、健康・介護相談、法律相談のコーナーを設けた。	12月23日 (祝) 11時～13時30分	大津市膳所市民センター	生活困窮者・各種相談希望者・関係団体・周辺地域住民など約200名が参加	307
⑥子どもの学習支援事業に相当	6. 子どもの学習支援事業 家庭の貧困等で日常的に学習支援を受けるのが困難な児童生徒の学習権を保障する一環として「夏休みこどもひまわりの家」を開設。全教滋賀教組や地元自治会、民生委員さんらの協力を得た。また高校生、専門学校生、大学生らが	7月31日、 8月4日、 8月7日、 8月11日、 8月18日、 8月21日、 8月25日、 8月28日、 時間帯は	大津市内の自治会館を借用	日常的に学習支援を受けることが困難な地域の小学生が延べ155人参加。	223

	述べ 61 人、ボランティアとして参加した。	10~16 時				
⑨社会福祉調査・研究事業に相当	7. 調査研究・啓発研修事業 〔ホームレス自立支援法再延長問題学習会など〕  ホームレス支援全国ネットワークが主催する学習会に職員を派遣。その他、職員がいくつかの研修に参加。		A P 浜松町(東京都港区)	研修のため職員 1 名を派遣		60
⑩広報・啓発事業に相当	8. 広報・宣伝事業 「おおつボランティア市民活動フェスタ」に出店、おでん販売を通じて活動の意義や必要性をアピールしたほか、「大津夜まわりの会ニュース」を発行するなどして活動や貧困問題を外部へ発信した。	4月1日~3月31日	ひまわりサロン他	行政、福祉団体等の関係機関、団体のほか、活動の支援者、協力者、一般市民		3

## (2) その他の事業

なし（当法人は、特定非営利活動のみを実施している。）

# 決 算 報 告 書

第 10 期

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

特定非営利活動法人大津夜まわりの会

滋賀県大津市膳所一丁目10-4  
ひまわりサロン

[税込] (単位:円)  
平成28年 3月31日 現在

全事業所

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	601,554
現 金	673,878	前 受 金	400,000
普通 預金	922,149	短期借入金	3,168,500
現金・預金 計	1,596,027	預 り 金	△15,644
(売上債権)		仮 受 金	32,184
未 収 金	774,000	流動負債 計	4,186,594
売上債権 計	774,000	<b>負債の部合計</b>	<b>4,186,594</b>
(棚卸資産)		<b>正味財産の部</b>	
貯 藏 品	63,268	<b>【正味財産】</b>	
棚卸資産 計	63,268	正味 財産	△560,338
(その他流動資産)		(うち当期正味財産増加額)	60,880
前 渡 金	114,000	正味財産 計	△560,338
立 替 金	44,100	<b>正味財産の部合計</b>	<b>△560,338</b>
仮 払 金	4,606		
短期貸付金	1,500		
その他流動資産 計	164,206		
流動資産合計	2,597,501		
<b>【固定資産】</b>			
(有形固定資産)			
車両運搬具	1,036,195		
有形固定資産 計	1,036,195		
固定資産合計	1,036,195		
<b>資産の部合計</b>	<b>3,633,696</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>3,626,256</b>

## 《資産の部》

## 【流動資産】

(現金・預金)	
現 金	673, 878
普通 預金	922, 149
滋賀銀行／膳所支店	(533, 995)
滋賀銀行／本店	(13, 125)
ゆうちょ	(375, 029)
現金・預金 計	1, 596, 027
(売上債権)	
未 収 金	774, 000
売上債権 計	774, 000
(棚卸資産)	
貯 藏 品	63, 268
棚卸資産 計	63, 268
(その他流動資産)	
前 渡 金	114, 000
立 替 金	44, 100
仮 払 金	4, 606
短期貸付金	1, 500
その他流動資産 計	164, 206
流動資産合計	2, 597, 501
【固定資産】	
(有形固定資産)	
車両運搬具	1, 036, 195
有形固定資産 計	1, 036, 195
固定資産合計	1, 036, 195
資産の部 合計	3, 633, 696

## 《負債の部》

## 【流動負債】

未 払 金	601, 554
前 受 金	400, 000
短期借入金	3, 168, 500
預 り 金	△15, 644
社会保険料	(△1, 634)
源泉所得税	(△14, 010)
仮 受 金	32, 184
流動負債 計	4, 186, 594
負債の部 合計	4, 186, 594
正味財産	△560, 338

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

啓発・研修事業	
研修費	25,900
旅費交通費	33,440
支払手数料	432
啓発・研修事業 合計	59,772
児童学習支援事業	
支払保険料	8,960
通信運搬費	184
旅費交通費	56,180
消耗品費	70,641
講師謝金	43,000
講師交通費	1,340
雑費	10,360
印刷製本費	13,406
賃借料	18,570
児童学習支援事業 合計	222,641
越冬支援事業	
支払保険料	1,680
通信費	6,946
旅費交通費	33,680
水道光熱費	1,971
消耗品費	36,697
食料費	127,027
印刷費	44,380
衣料費	50,721
会場費	3,460
越冬支援事業 合計	306,562
住まい対策等支援事業	
サロン事業	
新聞図書費	45,820
修繕費	16,768
支払手数料	209,210
事務用消耗品	48,870
支払保険料	36,099
通信費	253,586
旅費交通費	9,000
水道光熱費	137,400
地代家賃	344,645
消耗品費	8,082
雑費	56,223
印刷費	8,008
賃借料	42,860
事務用品費	38,186
車両費	71,378
租税公課	3,600
サロン事業 合計	1,329,735

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日

### 《経常収支の部》

#### [経常収支の部]

##### 【経常収入】

雑収入	20,000	
助成金収入	892,000	
正会員会費収入	60,000	
賛助会員会費収入	138,000	
委託料	12,225,300	
寄付金収入	1,567,567	
受取利息収入	346	
経常収入 計		14,903,213

##### 【事業費】

講師謝金	261,000	
講師交通費	37,000	
食材費	123,928	
教材費	87,884	
講座用機材整備費	102,200	
事務消耗品費	27,279	
会場費	3,200	
「社会生活基盤づくり講座」事業		642,491

##### 大津市一時生活支援業務

地代家賃	1,954,645	
支払保険料	67,549	
水道光熱費	325,461	
支払手数料	78,471	
電話料	132,139	
蒲団代	74,300	
食費	1,742,000	
衣類・消耗品費	36,192	
旅費交通費	50,877	
施設借上料	300,000	
立替金	49,000	
事務用品費	36,836	
車両費	71,377	
租税公課	3,600	
一時生活支援業務 合計	4,922,447	

##### 大津市自立相談支援業務

人件費	7,164,120	
振込手数料	2,052	

##### 自立相談支援業務 合計

調査・研究事業		
講師謝金	5,000	
調査・研究事業 合計	5,000	
広報・宣伝事業		
広告宣伝費	3,000	
広報・宣伝事業 合計	3,000	

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

当期事業費 計	14,657,820
合 計	14,657,820
事業費 計	14,657,820
【管理費】	
減価償却費	121,565
支払 利息	55,508
雜 損 失	7,440
管理費 計	184,513
経常収支差額	60,880
当期正味財産増加額	60,880
前期繰越正味財産額	△621,218
当期正味財産合計	△560,338

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日

## 《経常収支の部》

## [経常収支の部]

## 【経常収入】

雑収入	20,000
助成金収入	892,000
正会員会費収入	60,000
賛助会員会費収入	138,000
委託料	12,225,300
寄付金収入	1,567,567
受取利息収入	346
経常収入　計	14,903,213

## 【事業費】

講師謝金	261,000
講師交通費	37,000
食材費	123,928
教材費	87,884
講座用機材整備費	102,200
事務消耗品費	27,279
会場費	3,200
「社会生活基盤づくり講座」事業	642,491

## 大津市一時生活支援業務

地代家賃	1,954,645
支払保険料	67,549
水道光熱費	325,461
支払手数料	78,471
電話料	132,139
蒲団代	74,300
食費	1,742,000
衣類・消耗品費	36,192
旅費交通費	50,877
施設借上料	300,000
立替金	49,000
事務用品費	36,836
車両費	71,377
租税公課	3,600
一時生活支援業務　合計	4,922,447

## 大津市自立相談支援業務

人件費	7,164,120
振込手数料	2,052
合計	7,166,172

## 調査・研究事業

講師謝金	5,000
合計	5,000
広報・宣伝事業	
広告宣伝費	3,000
合計	3,000

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日

啓発・研修事業	
研修費	25,900
旅費交通費	33,440
支払手数料	432
啓発・研修事業 合計	59,772
児童学習支援事業	
支払保険料	8,960
通信運搬費	184
旅費交通費	56,180
消耗品費	70,641
講師謝金	43,000
講師交通費	1,340
雑費	10,360
印刷製本費	13,406
賃借料	18,570
児童学習支援事業 合計	222,641
越冬支援事業	
支払保険料	1,680
通信費	6,946
旅費交通費	33,680
水道光熱費	1,971
消耗品費	36,697
食料費	127,027
印刷費	44,380
衣料費	50,721
会場費	3,460
越冬支援事業 合計	306,562
住まい対策等支援事業	
サロン事業	
新聞図書費	45,820
修繕費	16,768
支払手数料	209,210
事務用消耗品	48,870
支払保険料	36,099
通信費	253,586
旅費交通費	9,000
水道光熱費	137,400
地代家賃	344,645
消耗品費	8,082
雑費	56,223
印刷費	8,008
賃借料	42,860
事務用品費	38,186
車両費	71,378
租税公課	3,600
サロン事業 合計	1,329,735

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

当期事業費 計	14,657,820
合 計	14,657,820
事業費 計	14,657,820
<b>【管理費】</b>	
減価償却費	121,565
支払 利息	55,508
雜 損 失	7,440
管理費 計	184,513
経常収支差額	60,880
<b>[その他資金収支の部]</b>	
<b>【その他資金収入】</b>	
その他資金収入 計	0
<b>【その他資金支出】</b>	
その他資金支出 計	0
当期収支差額	60,880
前期繰越収支差額	△1,787,804
次期繰越収支差額	△1,726,924